

第 4 日

1. 令和2年6月12日午前10時00分招集
2. 令和2年6月12日午前10時00分開会
3. 令和2年6月12日午前11分49分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(10名)

1 番 荒 木 宏 太	2 番 白 木 淳	3 番 齊 木 幸 男
5 番 竹 下 周 三	6 番 高 木 洋一郎	7 番 秋 丸 要 一
9 番 庄 山 忠 文	10 番 池 田 龍之介	11 番 森 潤一郎
12 番 蒲 池 恭 一		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(2名)

4 番 坂 本 敏 彦	8 番 松 村 慶 次
-------------	-------------

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	中 嶋 光 浩	書 記	西 原 利 沙
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	上 原 真 二
総合支所長兼農林振興課長	富 下 健 次	まちづくり推進課長	石 原 康 司
税務住民課長	高 木 浩 昭	健康福祉課長	坂 口 圭 介
商工観光課長	大 山 和 説	建 設 課 長	中 嶋 啓 晴
住 民 課 長	有 働 和 明	学校教育課長	下 津 隆 晴
社会教育課長	前 渊 康 彦	病院事務部長	池 上 圭 造
特養施設長	樋 口 幸 広		

12. 議事日程

日程第1	承認第8号	専決処分の承認について（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第2号））
日程第2	承認第9号	専決処分の承認について（令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号））
日程第3	承認第10号	専決処分の承認について（令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号））
日程第4	議案第40号	和水町消費生活安心条例の制定について

日程第5	議案第41号	和水町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第6	議案第42号	和水町振興計画審議会条例の一部改正について
日程第7	議案第43号	和水町税条例の一部改正について
日程第8	議案第44号	和水町国民健康保険条例の一部改正について
日程第9	議案第45号	和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第46号	令和2年度 和水町一般会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第47号	令和2年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第48号	令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第49号	令和2年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第50号	令和2年度 和水町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第51号	令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第52号	令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第53号	令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）
日程第18	報告第1号	令和元年度 和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第19	報告第2号	令和元年度 株式会社菊水ロマン館の決算報告について
日程第20	陳情等の常任委員長報告について	
日程第21	閉会中の継続調査について	

開議 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は4番、坂本議員、8番、松村議員から欠席届が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

上程された議案に対する審議採決となっております。

日程第1 承認第8号 専決処分の承認について（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第2号））

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、承認第8号「専決処分の承認について（令和2年度和水町一般会計補正予算（第2号））」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番、高木です。専決案件について、ちょっとお尋ねをいたします。

6月上旬に、熊本日日新聞で、県内のコロナウイルス対策に関する独自支援策について一覧が出ました。それを見ておりますと、他の市町村に見劣りしない、かえって充実した支援によって町民の皆様方は非常に安心できて、今後の生活の見通しが立てられるというふうに思いました。国から、臨時特別交付金が8,785万円、町の一般財源、基金等を繰り入れて合計の1億3,822万円ということで、非常に大きな国の交付金でございました。ここニジヨウとして、管内の支援策と比べて、非常に和水町の支援が充実していたということを思いましたので、他の自治体の交付金が町と、本町と比べてどうだったのか、ちょっとそこ、情報があれば教えていただきたい。次の第2弾、第3弾の交付金、臨時交付金第2次補正が今、審議をされているということでございますので、それも今後の参考にできればと思ってお尋ねするところです。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 地方創生の臨時交付金の交付額ということでございますが、5月1日付で県のほうから頂いた資料によりますと、和水町が8,785万6,000円、町で管内の町で行きますと、玉東町が5,763万9,000円、南関町が7,463万2,000円、長洲町が8,407万4,000円、和水町が8,785万6,000円ということでございます。

市も要りますかね。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第8号「専決処分の承認について（令和2年度和水町一般会計補正予算（第2号））」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

日程第2 承認第9号 専決処分の承認について（令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号））

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、承認第9号「専決処分の承認について（令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号））」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第9号「専決処分の承認について（令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号））」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

日程第3 承認第10号 専決処分の承認について（令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号））

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、承認第10号「専決処分の承認について（令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第1号））」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第10号「専決処分の承認について（令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第1号））」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第10号は承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第40号 和水町消費生活安心条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、議案第40号「和水町消費生活安心条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 2点ほどお伺いします。

第4条の3と第8条の3、4、5、6と公表、町で公表するというふうに出ておりますけども、その公表の手法というか方法、それとこの玉名市、玉東、南関と連携をするということですけど

も、他の町で例えば被害が出たとか公表されたとかいう場合はまた、そのよその町の情報も和水町に載るといふことなのか、そこら辺のことを教えてください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 公表の方法ということでございます。

これも1市3町で足並みをそろえてまいりたいと思っております。具体的にはまずこの条例を通して、そして具体的な行動計画というか、それも作成、そしてこの中にステッカーというのがございます。これで悪徳業者お断りですと、そのデザインも今、作成中でございます。そういったものが決められていくものと思っております。

当然、業者次第ではありますけれども、何らかの形で広報なり、防災無線なり、無線は業者の名前あたりがありますので、やはりそういったことも含めて今後検討してまいりたいというふうに思います。幾つか心当たりありますけれども、この場ではまだはっきりはいたしていません。申し訳ございませんが。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 今、ちょうど総務課長がおっしゃったステッカーの話なんですが、第6条第2項で、事業者等は住居等に貼り紙、その他の方法により訪問販売に係る契約の締結をしない及び締結も勧誘を受けない旨の意思を表示した消費者に対し、当該契約の締結について勧誘をしてはならないというふうに記載をされております。今、ステッカーのデザイン中ということでございますが、私は、例えば広報に、広報誌の1ページを割いて、そういうものをモデル的な文言を提示して、それを各御家庭で玄関に貼られるというふうなことも想定しているんですけども、別途そのステッカーを全戸に配布される御予定なのかお尋ねをします。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 全戸に配布を予定いたしております。これは連携する市・町も同様でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第40号「和水町消費生活安心条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号 和水町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第41号「和水町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第41号「和水町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号 和水町振興計画審議会条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第42号「和水町振興計画審議会条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第42号「和水町振興計画審議会条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号 和水町税条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第43号「和水町税条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第43号「和水町税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第44号 和水町国民健康保険条例の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第8、議案第44号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第44号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第45号 和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第9、議案第45号「和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第45号「和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第46号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第46号「令和2年度和水町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 1点目ですけれども、ページ数10ページ、款の民生費、項の社会福祉費の高齢者福祉費ということで、特別養護老人ホーム事業会計の繰出金が161万4,000円ほど戻入れがされております。先ほど、専決処分で5月19日に専決処分されておりますよね。特別養護老人ホーム事業会計の専決処分が。項目が違うから、この時期に上がってきてるとは思いますけれども、5月19日とこの一般会計補正予算書が出来上がったのが何日になるか分かりませんが、はっきりしているのは5月28日に議運が開かれております。もうそのときは、この予算書は提出されておりますので、9日間しかないわけですよ、日にちの差が。それだけ早めに、早く、専決処分をしなければならなかったのか。そこが私は1つ引っかかります。

それともう一点が、その次のページの旧老人福祉センター土壌改良工事費の2,896万9,000円ですけれども、昨日、詳細にわたる資料をもらいました。工事費についてですね。それで、お伺いしますけれども、泥を扱うときに、掘削すると空気が入って膨張するわけですよ。それを土量変化率というので表されていると思うんですけれども、今回、老人福祉、旧老人福祉センターの土質の性質はどういうものであるのか、それと変化率は、何で、変化率はどのような係数で計算されているのか。それと、もらった予算についての資料の中で、経費プラス消費税のところ为空欄になっています。経費は、どのようなことが考えられるのか。それをお伺いしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 第1点目の御質問です。今回、今、上程しております46号の部分で、繰出金がここに上がってきていると、前回この予算調整をする期間、5月28日議運があったので、そこではもうできていたと。一方、5月15日に専決した部分ということですね。ある意味は、どうして一緒にできなかったのかというような話かとも思いますが、まず、専決した部分につきましては、これは全くほかの専決部分と一緒にございます。やっぱり議会を開くその期間さえ、やはりなく、急いでやらないかと、これは基準等々は、何なんだと言われても、それはやはり町の執行部の考え方だと思います。今回、コロナウイルスのその中で、専決の内容といいますのが、感染防止のための面会の方々はずっと抑制されているわけですね。今年に入ってから。そういった方々をパソコン越しに面会ができるようにすると。それと、感染予防のために点滴とか何とか

リクライニングの部分で、これは職員を守るまたはその当事者も守ることになります。ある意味ではそういったことを、それと加湿器であったり、電子計算機と全てにおいて新型コロナウイルスの予防策というところで、ほかの専決と一緒に一日でも早くやらなければならないと、予算を通してどこもかしこもそういった形で同じ病院であったりこういう施設を持っておられる自治体は急いでやらなければならないと心配しましたが、本当に急いで見積り取っても品物は大丈夫なのかなと、できるだけ一刻も早くやらないかんというところで専決をさせていただきました。

それと、今回、繰出金を161万4,000円ということでやっております。これは、後では来ますかね。人件費も含まれております。人件費というのは、非常に、後で見てもらいましたら分かりますように、手当の明細であったり年齢的なもの、いろんなところで非常に事務的な経費が、時間が非常にかかります。1人動けば、必ずこれは人件費が動くわけですし、職員が1人、住所を変えれば、通勤手当、住居手当もまた変わってくると、そういった意味合いから、今回、若干、期間はあまりありませんけれども、その間事務を進めながら今回、御提案を申し上げたという事情がございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの御質問にお答えします。

土壌変化率、立米当たりの変化率ですけれども、ちょっとそこは詳しく計算までしておりません。

それと、もう一つが経費と消費税の部分のどのようなことで出しているかという御質問ですけれども、経費に対しましては掘削埋戻し、土壌の土砂運搬、それと処分費、こういったものを経費として見て、約20%から25%の間で経費を見ているという状況となっております。

土壌の変化率あたりは、詳しく後でちょっと御報告申し上げたいというふうに思っております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 土質に対しても聞いとんったですよ。土質も調べたがよか。調べんといかんなら休憩入れます。よかですね。いいですか。そのままどうぞ。

○建設課長（中嶋啓晴君） 現場を見た感じですが、一応、砂利、それと赤土と砂礫、こういったものが検出されております。

土壌汚染の物質としては、灰色く変色したのは、重油のほうで混ざった形で変色しているものというふうに感じております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 一番最初のところについては、よく分かりました。コロナ対策で、面会をするというようなことで、テレワークみたいな面会方法をとるからということで、早急に器具の購入が必要だったということで理解をいたします。

2番目の旧福祉センターのあれですけれども、見た感じでいうと、砂利が混じっている砂というようなことだったんですけれども、土量変化率というのが道路土工の場合、率が発表されております。それを見ると、砂利混じりの砂質土に近い土であれば、1.2から1.3、砂利が混じっていれば、それに0.1から0.15プラスの1.4から1.45、それと今度はオイル混じりですので、粘り気というか、粘土質状になっているんじゃないかなと思うわけですね。粘土性土ですと1.2から1.45、それに砂利が混ざっているという1.4から1.45で大体計算がされております。道路土工のほぐし率、それと締固め率を発表されているのがほぐし率というのが掘削をするときですね。今度は逆に埋戻しするときは締固め率ということで発表されております。締固め率も申し上げますと0.85から1.0が大体、今申し上げた土壌の性質で使われております。だから、土砂運搬で504と、数量が504ということで表現されておりますけれども、そうするとこれは1.26倍で計算がなされたものと思われます。なぜかという、10メートル、10メートルの4メートル、単純に計算すると400立米ですよ。土の量が。そうすると504というのは、これは504立米という意味ですので、約1.26倍の係数で計算されると504立米になるわけですよ。もし、これがオイル混じりでかなり粘土質的な要素があって、掘り返したときに空気の蜜が大きくなると思うとですよ。そうすると、もしダンプにトラックに積んだときに、今は、前は10トン車で8立米で計算されていたと思うんですよ。でもカンカンとかどうのこうので物すごくを抑えられて、今は4.5から5立米ぐらいじゃないかなと思うんですけれども、そうすると、それから割り出すと高速道路料金からいうと184ということは、これは片道、片道じゃなくてこれは往復で計算してやるんじゃないかなと思うんですけれども、大体504立米で92台で計算されているものと思います。この資料によるとですね。

それで、今、申し上げた一番マックスの1.45になった場合には、これよりも金額が増えるわけですよ。当然、台数も増えるし。それはもう受けられるほうが会社がこれでいいということであれば、それでいいんですけれども、経費が私、20%から25%と言われましたけれども、ただ掘削と埋戻しするぐらいの管理費ではちった、高っかじゃないかなと思います。2割で計算すると、400万でしょう。三菱マテリアル九州工場に持ち込むときに400万というか、約500万円ですよ。私はせいぜいあって15%ぐらいが妥当じゃないかなと管理費的には。ただ、掘って、積んで、埋め戻すだけぐらいの管理費だけですので、普通の土工、いろいろな土工的な管理費、2割から2割5分ぐらいの管理費はやられているかも分かりませんが、今回の工事はただ掘削で積み込んでするぐらいだけ、そんなに管理費は要らんとするですよ。その点、執行部の見解はどうですかね。

○議長（蒲池恭一君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 埋戻しと、それとか運搬の管理費の金額としましては、金額に応じて、例えば金額が50万円に対しての率となっております。それと、運搬に対しても金額によっての率となっておりますので、埋戻し分としては割合的には同じ割合ですけども、金額的には、そう上がらないものというふうに感じているところです。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 分かりました。埋戻しと運搬についての2割から2割5分ということで計算されるわけですね。経費の空欄のところですね。ちょっと高いかなと思います。でも、できるだけ高いところに持ち込まないで、安いところに、もし処理ができるようであれば、安く抑えたほうがいいと思います。熊本市の北区、植木の3号線沿いにあるやつかな。オー・エス収集センターというのは。北区だから、多分植木町にあるやつだろうと思うんですけども、ここにサンプル、土のサンプルをやっているということを全協の折に説明があったかなと記憶しておりますけれども、その結果はいつ頃分かるんですかね。

もう私、3回目ですので、もうちょっとちょっと喋らせてほしいんですけども、今、調べられて上っているのが4か所ということで載っておりますけれども、まだまだ調べればいろんなところが出てくるかと思いますが、もう少しちょっとそういった努力をしていただくなと思います。

○議長（蒲池恭一君） 経費削減に対して町長から同意を求めましょうか。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま、池田議員からの質問でございますが、持ち込むところは、とにかく輸送費、コストがかからない有利なところというふうに持ち込むのは当然だと思います。ですから、できることならば、もう今、池田議員がおっしゃったように、北区にあるところに受入れが可能であれば、一番助かることですが、その今、持ち込むことが可能かどうかというのは、サンプル調査を出しているということですので、その結果を待ちたいと思っております。

○議長（蒲池恭一君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） いつ頃という御質問に対してお答えいたします。

来週いっぱいには結果が出るというふうに報告が業者から来ております。それと、調べるその施設なんですけれども、私のほうで調べた部分が土壌、汚染土壌の許可を頂いている業者、こういったものが九州内には、福岡のほうでは麻生セメント、宇部興産、それと福岡もう一つ、三菱マテリアルですね。それと新日鉄住金エンジニアリング、熊本のほうでは九州産廃とオー・エス収集センターと今、オー・エス収集センターにお願いしているところです。九州産廃は今のところは停止をされているという状況です。大分県のほうでは、株式会社大和、それと太平洋セメント、宮崎県のほうでは、E R C、これはエコセンターですね。これも今、紹介をしているところです。宮崎県もう一つ、ニシモロ開発株式会社と。こういった形で受入れ施設というのは、最終処分の受入れ施設はこういった状況となっておりますので、できるだけ安いところを見つけて処分していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第46号「令和2年度和水町一般会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第47号 令和2年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第11、議案第47号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第47号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第48号 令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第12、議案第48号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 高木君

○6番(高木洋一郎君) 6番、高木です。特別養護老人ホーム事業会計の補正予算の一般会計管理全体のことでお尋ねしたいんですけども、職員の方がお辞めになったのは5月ということになりますよね、4月から5月と。それ以前ですと、当初予算で対応できるんじゃないかと思ったんですが、いつお辞めになったのか。

それと、たしか職員の数が昨年度と比べて今年度何名削減、減って、そのマンパワーの状況が

どうなのかお尋ねしたいと思います。1点です。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

正職の職員が辞めた時期の件につきましては、これにつきましては定年退職につきましては、もう分かっておるんですけれども、12月の末及び1月末に要するに定年じゃなくて、依願退職という形で届出がなされております。それを受けた形で、当初予算の時期にはタイミング的に間に合わなかった部分が、特に1月の後から出てきました介護処遇についてが当初予算のほうには反映されていなかったということになります。

2点目の職員の推移につきましてでございますけれども、平成28年の4月できくすい荘全体の介護士が50名、同じく29年度も同じく50名、平成30年度が48名、平成31年、昨年が48名という形になっております。そして今年につきましては43名という形で全体で5名の介護士が減という形になっております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 昨年度に比べて5名も職員の皆さんが減ったと、非常に苦しい状況だと思います。募集は当然されていると思うんですが、原因は何だと思われますか。採用に至らないあるいは応募のない、どちらなのかお尋ねします。

○議長（蒲池恭一君） 5名減のままでいっているんですか、それは。そのままで臨時とかそういうので対応されてないんですか。そこはちゃんと答えとかなといかんでしょう。そこまで答えて、答弁をお願いします。

執行部の答弁を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

臨時の部分を含めて、今、配置基準は当然介護士と利用者様の配置基準は3対1という形の中で、法律的にはなっております。3対1の範囲内の人数では対応を介護やっておりますけれども、人数的な部分につきましては、たしか言いましたように介護士の職員数全体の数も減っている状況になっています。

2点目の募集の経緯につきましては、今年の1月の中旬からハローワークなどにおいて募集もやっております。そのところについては、3月末まで、今も継続してやっておりますけれども、応募がないという状況に問合せがないという状況になっております。その原因が何なのかといった部分につきましては一つの要因としましては、私も管内のハローワークあたりで施設の要するに臨時、非常勤の介護士の資格を持った人、持たない人という形でハローワーク等に金額等が載っておりますけれども、その中において、やはりうちの会計年度任用職員との金額が数万、月額において低いことが一つの要因かというふうに考えております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。6番、いいですか。

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） 賃金が低いということですか。会計年度任用職員はたしか管内、一応バランスをとったと以前とるといようなお話があったんですけども、ちょっと理解できないなと思ったんですけど、民間との格差が大きいということですか。

○議長（蒲池恭一君） そういうこと。最後ですけどいいですか、それで。
執行部の答弁を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

昨年10月に介護職員等特定処遇改善加算というのが国のほうで新設されております。これについては、民間施設においてはこの加算を取得をされて、職員に手当などで支給をされております。ところが、この公設のきくすい荘においては、支給できる手当等について制限がございまして、加算が取得できていないということが、その新処遇改善、この介護職員等特定処遇改善加算を取得して、それを介護士等の職員に加算の部分を支給することができていない部分が民間と比較した部分での差という形になっている一つの原因というふうに考えております。

○議長（蒲池恭一君） 今の特養に関しては、また全協のほうで議員の皆さん方にもお知らせするように勉強会をしていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第48号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第49号 令和2年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第49号「令和2年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） これ電柱移転の補償費ということですけども、移設される場所は宅造造成地の以外に移されるのか、それとも宅造地の隅のほうに移設されるのかですね。

それと、宅造外に移設されるのであれば、宅造後再度移設どうのこうのはないかと思えますけ

れども、その点お答えください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の補正で出しております移設につきましては、現状通常でしたら、道路等でしたら九電のほうで移設をされますが、町の土地の中に旧の老人福祉センター町有地の中にあった部分を今度の造成に伴って町のほうに移設をしますので、その補償額として31万2,000円を上げております。

ただいま御質問にあった造成地内の電柱につきましては、今宅地の区割りのほうの整備工事をしておりまして、九電のほうとそこはまだ正確にどこに電柱を建てるかっていうのができておりませんので、今回の分は単純に町有地にあったところを造成に伴って移設する保証金ということで金額を入れております。だから、区域外になるか、内になるかっていうのは、今後また造成第2期が入った時ではっきりしてお答えができると思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） それじゃあ、当分の間は撤去するということですよ。今の言い方からすると、宅造が終わった後にその19個に電力を供給する場所が一番適当な場所がどこかがまだはっきり分からないからというようなことだろうと思います。だから、当面は撤去をしといて、宅造後再度そこに宅造地に設置をするということですよ。今の説明からすると。私はそのように今の説明では理解したんですけども、どうですか。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

すみません、ちょっと私のほうの答弁のほうがはっきり伝わらなかったと思いますが、今回の場合は、旧の老人福祉センターの敷地内にあったやつを取りあえず1回造成、今の現状で差し支えないところに移設を1回行います。その後、第2期の造成工事をやりますので、その中でそこから次は九電のほうで電柱を建てていきますので、そこにまた引いていくという形で、その計画については今から造成第3期等をする中で決定をしていくところです。

それから、今回は町有地の中に一回立っていた電柱のほうで、今の現状の工事で差し支えがありますので一番差し支えないところに敷地内に一回移設を行うということになります。

以上です。

○10番（池田龍之介君） 敷地内に仮に移動させるってことでよかですね。

○まちづくり推進課長（石原康司君） 敷地内のほかの場所に1回移動をさせて、撤去という形ではございません。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） はっきり分かったようで、分からなかったですけど。

もう一つ、これにはちょっと関係ないかも分かりませんが、宅造の計画の中でちょっとお聞きしたいんですけども、以前前原のほうから旧社会福祉協議会のほうに運動場のほうに入る道があったんですよね。部落のほうから入る道が。あれはそのまま残すわけでしょ。向こうに抜けられるように。図面上は途切れてるようになってますけど、説明の図面上は途切れているようになってますけれども、その道はまだ残ってるわけですよね。

それと、あと1つがフェンスを張る場所があったんですよね。宅造地域とすぐ横の民地との境にフェンスを張る。あれは全部張るわけですか。メーター数からすると45メートルということだったから、全体の数量にはちょっと短いかなと思うんですけど。

○議長（蒲池恭一君） 最後ですので、質問もお受けしたいと。答えられますかね。大丈夫。いいですか。なら、今回に限って質問を許します。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、敷地内からの道路のほうは前原区の区域のほうの町道に図面上では止まっていますけど、つながるような状態になります。

2点目のフェンスのほうでは、今のところは工事の計画では隣接の住宅に係る部分のところのみということで45メートル程度の設計の中ではフェンスを設置することで入れております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第49号「令和2年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第50号 令和2年度 和水町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第50号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第50号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第51号 令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第1号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第15、議案第51号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番(池田龍之介君) 8ページの一番最後になりますけれども、地方債の現在高の見込みに関する調書なりますけれども、特定地域生活排水処理事業債2億135万円、前前年度、前年度が1億9,116万7,000円、当該年度末現在高見込額が1億9,925万5,000円となっております。

6ページを見ると、下水道事業債それに過疎対策事業債、結局過疎債を使っているということですよね。同じ事業債には変わりないと思うんですが、この下水道事業債と過疎債が地方交付税措置に係る率はどのようになっているのか。まず、それが1点お尋ねいたします。

○議長(蒲池恭一君) 大丈夫ですか。議長って言ってください。

総務課長 上原君

○総務課長(上原真二君) お答えします。

まず、過疎債ですけれども、過疎は充当率100の交付税措置は70%です。下水道事業債は充当率が100%の44%です。繰出基準内の44%となっております。なお、充当率100の前提といたしまして事業費の2分の1が下水道事業債に充てていいと。残りは過疎債も該当になるというそういう前提の中での100%充当ということになります。

以上です。

○議長(蒲池恭一君) ほかに質疑はありませんか。

すみません、議長って言ってください。手を挙げて議長というのが正式ですので、皆様方もよろしく願います。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） よく分かりました。

じゃあですね、これは今後の事務処理の要望ですけれども、結局充当率は100%変わらないで70と44ですね。交付税措置へのあれが。そうすると、この表記の仕方ですよ。あと、下水道事業債と表記するものが幾らあるのか、これで2分の1をした過疎債が本当に幾ら残っているのか。そういう表記をするべきじゃないですか、それだったら。充当率が違うわけですから。ただ、2分の1が過疎債だけでって端的に言うならば、ここが半分すれば半分が過疎債、残りの半分が下水道事業債ということになりますけれども、本当にこの事業債を幾ら返還しているのか。過疎債幾ら返還しているのか。これでは分からんわけでしょ。もし2つを一緒に書いてあるわけですから。

○議長（蒲池恭一君） 表記が可能なのかっていうことで受けていいですか、質問を。

○10番（池田龍之介君） え。

○議長（蒲池恭一君） 表記が可能なのか。だから、結局は事業債の中に過疎債と下水道事業債という項目を分けろってことですよね。

○10番（池田龍之介君） はい。そうせんと、過疎債を毎年幾ら返せますよ、この事業債を幾ら返してますよってというのは事務方には分かっているわけでしょ。

○議長（蒲池恭一君） うん、それはもちろん分からんなら仕事できませんね。

○10番（池田龍之介君） いや、分からんなら行かんわけですから。だから、そういうやつはやはり明記すべきだろうと私は思うわけですよ。ほかのあれも一緒ですけどですね。一般会計のやつの書き方についても本当は言いたかったんですよ。合併特例債が幾ら、それぞれの項目で幾ら発行しているのかっていうのも知りたかったし、合併特例債は枠が決まってるわけですから今現在幾ら総額で発行しているのか。そういうのは分からないわけですよ。我々に渡される資料では。だから、それを分かるような資料によれば事務方として、煩雑になるかも分かりませんが、それでもお願いしたいわけですよ。

○議長（蒲池恭一君） そのことはせめて当初予算とか決算審査のときの説明書類の中だけでは駄目ですかね。せめて。には出てくるでしょうが、もちろん。そのぐらいなら総務課長、対応でくっでしょ。

○10番（池田龍之介君） いや、決算のときは総額では出るですよ。合併特例債がどれだけ、過疎債がどれだけって言えども、今度はそれを言うなら。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時06分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議員要望のきちんと下水道債、過疎債の明細が分かるような表記でお願いをしたいという御要望でございました。この議会に提出しますこの予算書につきましては、地方自治法または自治法の施行令または規則等々である程度定められておりますので、議会の中ではこういった形でお示しを今後もやっていきたいというふうに思いますけれども、決算等々の附属資料といたしまして分かりやすい資料を作りまして御提示申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

3 問目かな。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 総務課長、本当仕事を煩雑化させるかも分かりませんが、その点よろしく願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第51号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。しばらく休憩します。20分から開会いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時21分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 議案第52号 令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第52号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 補正予算書の5 ページです。

保健介護予防一体的推進事業という事業がありますが、この詳細な説明をもう一度お願いしま

す。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） 荒木議員の御質問にお答えいたします。

今年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体化の実施ということで取組を始めたところでございます。これは市町村が中心となりまして、後期高齢者などを対象に介護予防の地域支援事業と後期高齢者医療広域連合を保健事業一体的に実施するものでございます。具体的には、健康づくり教室など通いの場で保健師等の医療専門職が加入しまして保健医療の視点から受診勧奨を行うなど、フレイル対策、疾病予防といった高齢者の特性に応じたサービスに結び付けるものでございます。

この経費につきましては、広域連合と高齢者の保険料、それから特別交付金を財源として町に交付されるものでございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 今説明の中で、この事業は柔軟な事業のように思えます。非常にこの事業に関しては期待しております。健康寿命の上昇や医療費の削減等目標があれば教えていただけるとうれしいです。この事業が有効活用されることを期待しております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 答弁大丈夫ですか。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） 町においては、これまで国民健康保険事業の中で高齢者を含めて特定健診の受診の勧奨、それから特定保健指導のほうを中心的にやってきております。国保で見てきた方々が後期高齢と移行される方もいらっしゃいます。そこに連動された方は対応できる部分についてはこれまでも取り組んでおりますが、この事業契機に、さらにこの辺りを重点化していきたいというところでございます。具体的な数字等々については、今、今年度の必要性あたりを検証し具体的な整合設計を動きながらやっているところでございます。今般の新型コロナウイルス感染症等におきまして若干のスタートが遅れとところが現状でございます。これは熊本県の広域連合のほうにおいても、秋に改めて各市町村への交付金等財源を確定するための計画を今一緒に作成してるところでございます。

以上でございます

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第52号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第53号 令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第53号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第53号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第18 報告第1号 令和元年度 和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、報告第1号「令和元年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 報告第1号「令和元年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」説明を申し上げます。

令和元年度和水町一般会計予算の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

この繰越明許費繰越計算書は、会計年度をまたいで次の年に事業が繰り越した場合、その費用について5月31日までにこの計算書を作成して、次の議会で報告しなければならないという内容がこの地方自治法施行令第146条第2項でございます。それに基づいて説明を申し上げます。

令和2年3月議会の定例会におきまして、議案第16号の令和元年度和水町一般会計補正予算第

7号で11事業の承認を頂いております。また令和2年5月15日の臨時会において、承認第4号専決処分承認にて追加事業1、変更事業1が承認をされております。

以上を踏まえまして、今回は繰り越しました事業名と翌年度繰越額の実績を繰越明許費繰越計算書にて報告をさせていただきます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

全部で12事業ございます。左から予算の勧告、次に事業名、そして金額、最終的な翌年度繰越額を記載です。その右側には財源内訳をしております。

上から順次、説明と繰越額のみを申し上げたいと思います。

まずは、老人福祉センター管理事業、アスベスト除去事業でございます。繰越額1,228万8,000円。次に、団体営圃場整備、山十町大谷ため池の工事でございます。繰越額1,160万円。土木総務事務経費、江栗排水路の付け替え工事でございます。繰越額908万5,000円。交付金修繕事業、岩尻パナソニック前の舗装工事です。繰越額3,500万円。江田高野線整備事業、繰越額8,112万円。西光寺中林線整備事業、繰越額7,526万7,000円。教育委員会事務局経費、小中学校ネットワーク整備事業でございます。繰越額は4,565万円。学校統廃合推進事業、共同調理場また空調工事等ほかでございます。繰越額3億6,628万2,000円、金栗四三顕彰事業、土地購入費登記事業でございます。繰越額354万4,000円。農地等災害復旧事業、繰越額871万1,000円。公共事業施設災害復旧事業、繰越額4,511万5,000円。文化財災害復旧事業、田中城遊歩道復旧工事でございます。繰越額は450万6,000円。合計繰越額6億9,816万8,000円を繰り越すものでございます。

以上で、報告を終わります。

本案について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

ようございますか。9番、大丈夫ですか。

9番 庄山君

○9番(庄山忠文君) 繰越しに対して、ちょっとお尋ねをしたい。また。

建設関係、私はこの繰越しによって災害等が今月から梅雨に入っています。そういう時期にできることならば繰越しをしないようなやり方をしながら、そして、予算を組みながらやって、それが完璧に事業内ができていればこの災害当たりの追加で、またこの災害が繰り返される可能性もあります。そういうことで、これは要望としてできる限り、今建設関係は非常に業者も少のうございますが、繰越しをせざるを得ないというのものもあるかもしれませんが、できるだけ繰越明許費のないようなやり方をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長(蒲池恭一君)

建設課長 中嶋君

○建設課長(中嶋啓晴君) ただいま庄山議員の御質問にお答えします。

今のところ繰越し事業としましては、災害関係としましては6月26日で完了をする予定となっております。

それと繰越しの事業なんですけれども、どうしても災害で国のほうの査定を受けなければなり

ません。災害の査定を受けて、そこで了承を頂いたら設計を行って工事発注をするという形。どうしてもタイムラグで遅れる場合があります。なるべく年度内に発注したいというふうに今後を考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 建設関係では、業者さんが非常に少ないというような感じで、それによって繰越しをせざるを得ないというようなことはありますか。お尋ねします。

○議長（蒲池恭一君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 地区によっては少ない業者さん、1業者減ったところもありますけれども、全体として考えて和水町全体で考えて事業を進めていければ今のところ大丈夫なんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番の教育費、項の5、保健体育費、事業名金栗四三顕彰事業ということですが、これは多分1月に臨時議会があつて、土地購入の件は採択されていたと思うんですが、臨時議会まで開いて何で繰越明許なんですか。どういう理由でこの事業が遅れているのか、説明をお願いします。

○議長（蒲池恭一君）

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

この事業は、金栗四三顕彰事業で第1駐車場の土地を購入した分でございます。臨時議会で御承認賜りまして、その後土地購入に向けた手続きをしておりますが、土地をまずは分筆して購入する必要がありますが、まず分筆測量から行いまして分筆登記を行いました。その後、所有権移転登記という形になります。契約のほうは整いまして3月末までに引渡しを頂いたんですが、この所有権登記、分筆登記と所有権登記が繰越してやるしかないという状況になりまして、今回繰越しさせていただいております。現状でもう所有権登記終わっておりますけれども、一部民民のお取引も含まれた契約もございますので、その分の手続完了を待って支払いが今年度終わるという形になっております。

繰越しした理由としては、以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） スピード感がないとじゃないですか。わざわざ臨時議会までして採択された事業を翌年度まで繰り越す事業ってあつてですか。その年度に始末をしたいから臨時議会ま

で開いてるわけでしょう。ちょっとスピード感がないとじゃないですかね。スピード感と言ってしょうがあれですけど、ピンときなはらんかも分らんけど。緊張感が足らんとじゃないかって。臨時議会した意味がないじゃないですか、こういう結果になるなら。もうちょっと緊張感を持って、スピード感を持って仕事をしてくださいよ。臨時議会を開く、開かんでもすったもんだあったんですよ、内部的には。もう少し執行部も責任感を持って、スピード感を持って、緊張感持ってしてくださいよ。臨時議会の意味がないです。これならば本年度予算で提案すればよかじゃないですか。説明のときは地権者の方が早くしたいからということで1月に臨時議会を開いたわけでしょう。土地の売買を早くしたいからということで。それまで分かっとして何でせんのですか。非常に残念ですよ、私は。臨時議会の意味がありません。

○議長（蒲池恭一君） 答弁要りますか。

○10番（池田龍之介君） 求めます。

○議長（蒲池恭一君）

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 御指摘のとおりいただきましたけれども、緊張感を持って今後臨みたいと思います。

この手続につきましては、契約のほうは年度内にできるだけ急いでということで締結を交わし、年度内に引渡しをいただいたものの、この登記の手続でちょっと時間を要してしまって、登記が完了、所有権移転登記完了した後に支払いがなりますので、支払う年度でもってというところが出てまいりますので繰り越さざる得なかったという状況でございます。契約としては、もう年度内に速やかについてということで努力した次第でございます。申し訳ございません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま池田議員から御指摘を頂きましたこと、誠に申し訳なく思っております。今後、緊張感を持ちまして執行部として取り組んでまいりたいと思います。

誠に申し訳ございません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） それとですね、一番下の災害復旧費、文教施設災害復旧費、文化財災害復旧事業、多分これ江田船山古墳のじゃないかなと思いますけれど、私の勘違いかも分かりませんけれども。

○議長（蒲池恭一君） 田中城やろ。

○10番（池田龍之介君） 田中城か。なら、いいです。

すみません、じゃあ関連しますけれども、江田船山古墳の復旧状況っていうか、進捗状況をちょっとお聞かせください。

○議長（蒲池恭一君） それはまた別の機会に報告しましょうか。はい。

いいですかね。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号、「令和元年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

日程第19 報告第2号 令和元年度 株式会社菊水ロマン館の決算報告について

○議長(蒲池恭一君) 日程第19、報告第2号「令和元年度株式会社菊水ロマン館の決算報告について」を議題といたします。

地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき、株式会社菊水ロマン館の決算状況は先般行われた全員協議会での報告に代えさせていただきます。

日程第20 陳情等の常任委員長報告について

○議長(蒲池恭一君) 日程第20、「陳情等の常任委員長報告について」を議題といたします。

総務文教常任委員長に付託した陳情等について委員長から委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 池田君

○10番(池田龍之介君) 改めまして、こんにちは。

(こんにちは。)

総務文教常任委員会に付託されておりました陳情書について委員長報告をさせていただきます。

令和2年6月8日、定例会初日に総務文教常任委員会に付託されておりました受付番号34号、件名県道16号線速度規制及び信号機等設置についての陳情書の取扱いについて、委員会を代表して御報告を申し上げます。

総務文教常任委員会としては、本陳情書は全会一致において採択をいたしております。経過について若干説明を申し上げます。

去る6月8日午後3時半より、議会委員会室において委員6名と書記として事務局長をお願いをいたし、提出者、和水町馬場区自治会会長坂口幸裕氏より提出された受付番号34号、件名県道16号線速度規制及び信号機等設置についての陳情書の取扱いについてを議題とし、総務文教常任委員会を開催いたしました。

陳情書によると、この数か月間において、人身事故2件、1件は幸いにして死亡事故ではなかったものの区長便配布途中の女性が交差点を青信号で横断中、大型車両に巻き込まれ脳挫傷という全治6か月という重傷を負われ、現在も加療入院中であります。

もう一件は、信号機のない3差路の横断歩道を渡っているとき、直進車両の脇見運転により10メートルくらい飛ばされ即死状態に近い死亡事故となっており、また民家に車が飛び込むという物損事故と馬場地区内での事故が頻発している現場から、地区住民の方々が不安視されている、不安がられていることが読み取れ、議会を頼りに出されたものと推察し、住民の方々に寄り添う

ことが議会議員としての務めであり使命の1つではないかと、誰一人として異議はなく採択という意見の集約を見ております。

また、陳情書によると、江田四つ角の信号機から玉名方面に150メートルくらいのところに押しボタン式信号機、もしくは点滅信号機の設置、速度規制が要望されておりますが、前者の信号機設置は距離的に無理であろうとするが、同地区で今年押しボタン式信号機が旧菊水中央小学校正門にあった信号機でありますけれども、1機撤去されていることから旧菊水中央小学校から移設したものと捉え、設置要望を町議会住民の三位一体となり要請活動をとることを申合せ決議いたしましたことを御披露し、町も御理解を賜り、足並みをそろえていただけますよう強く要望をいたしておきます。

また、議員各位におかれましても、御理解の上御賛同いただけますようお願いをいたしまして、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（蒲池恭一君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第34号、「県道16号線速度規制及び信号機等設置について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、受付番号第34号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第21 閉会中の継続調査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。従って各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（蒲池恭一君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、全世界、全国に感染が拡大し、緊急事態宣言が出され、密閉・密集・密接の三密防止、ステイホームなど、これまでにない行動制限が行われました。

今定例会においても、出席者の配慮や座席の配置など、各位の御理解と御協力を得ながら、開会から本日までの5日間、真剣な御審議を頂き、適切で妥当な結論を得て、無事に終了することができたことにつきましては、心よりお礼を申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、各位健康等には十分留意され、執行部におかれましては、住民の安全安心を確保するため、引き続き十分な感染防止対策を講じられますよう申し上げます。

これをもって閉会の御挨拶といたします。

令和2年第2回和水町議会定例会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした

閉会 午前11時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員